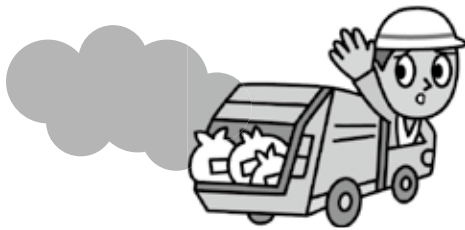


## ごみ収集車の発火事故が 発生しています！

ごみ収集車で「燃やせないごみ（金属類）」を収集して圧縮する際、収集したガスボンベなどのスプレー缶内にある残留ガスに、摩擦などにより発生した火花が引火し、火災になることがあります。



ガスボンベやスプレー缶などは、必ず中身を使い切り、室外で缶に穴を開けてから「燃やせないごみ（金属類）」の収集日に出してください。

## 犬の鑑札・狂犬病予防注射済票の 様式が変わります

小型犬でも装着しやすいように、平成24年3月2日以降に交付する「犬鑑札」「狂犬病予防注射済票」の様式が変わります。

交付済みの鑑札を新しい鑑札に替えたい場合は、再交付の手続きとなりますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

※犬鑑札および狂犬病予防注射済票の装着は、狂犬病予防法により義務付けられています。また、迷子になった場合の迷子札にもなりますので、必ず装着してください。



お問い合わせは、市環境衛生センター（TEL 32・8290 / FAX 32・8295）まで。

**「ゴミの野焼き」はやめましょう！  
野焼きは法律で禁止されています。**

野焼きとは、ドラム缶やブロック積み・地面に掘った穴などで焼却することです。「少しだから」「面倒だから」と、簡単にゴミを燃やしていませんか？

野外での焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一定の例外を除いて禁止されています。

生活環境に支障がない場合限り、例外として認められているのは左記のとおりです。

◎ 災害の応急対策、火災予防訓練

◎ 正月のしめ縄などを焼く、宗教、風習的なもの

◎ 農林業を営むためにやむを得ないもの

しかし、例外的に認められるだけで、野焼きを推奨しているわけではありません。ご近所が洗濯物を洗いなおさなくても済むように声をかけ、風向きや時間帯に注意するなどの最低のマナーは必要です。

ゴミを燃やすと火災発生の原因に

なるばかりではなく、悪臭やばい煙

が発生し、ご近所の迷惑にもなります。

また、ダイオキシン類を発生させる恐れもあり、環境に悪影響を及ぼしかねません。

ゴミは焼却せずに、分別して指定の収集日に出しましょう。また、できるだけゴミを出さない工夫をし、ゴミの量を減らしましょう。



市生活環境課（TEL 32・2147）